第 5500 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 6月 30日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 ／ 相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：http://www.souzokuzouyo.com

♤ 相続の放棄と相続税

Q：相続を放棄した場合、適用が受けられない相続税の規定があるそうですが、どのようなものがあるのですか？

A：次の規定は適用がありません。

【解説】

相続税では、相続を放棄した人は次の規定の適用がないこととなっています。

①生命保険金、死亡退職金の非課税

相続又は遺贈により受取った生命保険金及び死亡退職金には、それぞれ法定相続人1人当たり500万円の非課税金額が認められていますが、相続を放棄した者にはこの規定が適用されません。

②債務控除の不適用

相続税の計算は、相続又は遺贈により取得した財産の価額から債務及び葬式費用を控除しますが、相続を放棄した者については控除することができません。ただし、葬式費用については、現実に負担した金額があればこれを控除することが認められます。

③相次相続控除の不適用

被相続人が10年以内に、別の相続で財産を取得し、相続税を納めていた場合には、一定の金額を相続税額から控除してくれる制度がありますが、相続を放棄した者には、この制度の適用がありません。

④その他

相続又は遺贈により取得した立木の評価は、立木を取得したときにおける立木の時価の85%で評価することができますが、相続を放棄した者には、この適用がありません。